

○ふるさと三鷹応援団設置要綱

令和3年4月1日

施行

(設置)

第1条 三鷹市（以下「市」という。）の魅力を生内外に発信するとともに、市のイメージアップを図ることを目的として、ふるさと三鷹応援団（以下「応援団」という。）を設置する。

(任命等)

第2条 応援団の団員（以下「団員」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、三鷹市長（以下「市長」という。）が任命する。この場合において、任命する対象は、団体、キャラクター等を含むものとする。

- (1) 市に関心と愛着を持ち、かつ、市の魅力を積極的に情報発信することができるもので、市にゆかりのある著名な者
- (2) その他市長が適当と認める者

2 市は、必要に応じて団員又は団員が所属する事務所等と覚書等を締結することができる。

(活動)

第3条 団員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市の魅力発信、イメージアップ等を図るための生内外における宣伝活動
- (2) 市のイベント等、各種公的事業への参加
- (3) その他市長が必要と認める活動

(報酬等)

第4条 報酬は、支給しないものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、予算の範囲内において市長が別に定める基準により、前条に規定する活動に要した費用を支払うことができる。

(活動支援)

第5条 市は、団員が第3条に規定する活動を行うため、物品、市の刊行物等の提

供その他必要な支援を図るよう努めるものとする。

(任期等)

第6条 団員の任期は、任命された日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、市長は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、任期中においてもその職を解くことができるものとする。

- (1) 団員から辞退の申出があったとき。
- (2) 団員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) その他特別な理由があると市長が認めたとき。

2 任期が満了する日の3月前までに、市又は団員が特段の意思表示をしない場合には、任期を1年間継続するものとし、以後の任期についても同様とする。

(庶務)

第7条 団員に関する庶務は、企画部広報メディア課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。